

## 第24期佐世保市農業委員会第32回総会議事録

1 開催日時 令和5年1月27日(金) 15時00分から15時50分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 10番	辻 茂樹
委員 2番	北村 憲治	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

委員 16番 赤木 行秀

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

宇久地区 畠中 辰秀

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	天羽孝太郎

事務局主査 岩佐 隆志  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主任主事 佐藤 拓磨

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第321号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第322号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第323号議案 非農地証明願について  
第324号議案 非農地通知について  
第325号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第326号議案 土地改良法第3条資格者の証明について  
第327号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第328号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第329号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について  
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第32回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしく  
お願いいたします。二、三日前から大変厳しい寒さが続いていますけれども、皆さまご  
出席いただきましてありがとうございます。

世の中は年初めから暗いニュースばかりですが、私から少し数字を挙げてお話してさ  
せていただきたいと思います。

ウクライナの問題が始まってから、食糧の安全保障が注目されておりますが、国会は  
少子化や物価高、自衛隊の強化などの問題が中心で、食糧安全保障についてはまだ多く  
議論がされていないように感じます。

日本の食料自給率は37パーセントと言われており、63パーセントは外国からの輸入に頼っているわけです。

また、20年前には240万人いた農業従事者が、今では123万人と49パーセント減少してほぼ半分になっている。また平均年齢は何歳と思われるでしょうか。67.9歳だそうです。さらにその中で70歳以上が58パーセントを占めている。

毎年毎年、年初めのあいさつで農業を頑張りましょうと言ってまいりました。一年一年で見ればそう大した動きは無いように思いますが、現在の平均年齢の67.9歳が10年後には78歳になるのは目に見えているわけです。

そういう人たちが日本の農業を支えている中では、37パーセントと言われる自給率を回復させることは難しい。食料安全保障ということで国にはもっと農林水産業に力を入れていただいきたいとつくづく思います。

大きなことを言うようですが、農業委員会も農政の一翼を担っているわけですので、お互いそういったことを改めて考え直しながらかやっつけていかなければと思っております。

今年は農業委員会の委員の改選の年でもあります。女性の委員が増えるとともに、真剣に農業のことを考えられる方に委員になっていただければと考えております。

長くなりましたが、以上で開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長            それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局            はい、事務局です。本年もよろしくお願いたします。委員の定足数についてご報告いたします。本日は16番赤木行秀委員から、欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定足数には関係ございませんが、宇久地区の畠中推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長            ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、12番 伊賀崎典正委員、13番 水口一男委員、補充として14番 田中広昭委員にお願いいたします。

議長              それでは早速、議事に入りたいと思います。

第321号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局            はい、第321号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、差し替えがございますので当日配布させていただいております議案をご覧ください。

修正箇所は申請者欄の申請代理人欄を削除しております。説明に入ります。

第321号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、11月総会で  
その他報告にて違反転用事案報告を説明させていただいた案件です。

1番、三川内地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、三川内町の1筆。地目  
は、登記田、現況宅地です。面積は766㎡。転用目的は倉庫用地。施設は倉庫2棟。  
建築面積102.68㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集  
団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは東部芳世苑から  
東に約550mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のま  
ま利用する。昭和43年に建築済みであり、新たな造成等はない。日照通風は建物高を  
加減。約5.7m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添  
付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。こちらは違反転用事案ということで11月16日に現地を見ておりま  
す。周囲を山林に囲まれている場所で他の農地に影響も無く問題ないと見てまいりまし  
た。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。11月16日に中里委員と現地を見てまいりました。中里委員  
が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第321号議案は許可相当として県に進達いたします。

続きまして、第322号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事  
務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第322号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明に  
入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を  
配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと  
思います。よろしくお願いたします。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案

報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

それでは、議案に戻ります。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾北町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は1筆85㎡です。転用目的は集会所用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、公民館1棟木造平家建。建築面積94㎡。敷地面積実測250㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは浦頭ふ頭クルーズターミナルから北東に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、現状のまま利用する。平成2年に建築済みであり、新たな造成等はない。日照通風、建物高を加減。約4.4m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水は汲み取り。生活雑排水は溜枡、水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町田原。地目は、登記畑、現況宅地。面積は18㎡です。転用目的は住宅敷地の一部。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅敷地の一部、18㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小佐々町田原公民館から北に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。昭和60年に建築済みであり、新たな造成等はない。日照通風、周辺に農地はないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

以上ですが、2番の案件について、関係する委員の方がおられますご審議よろしくお願いいいたします。

議 長           それでは、2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長           それでは2番小佐々地区について地区担当委員の調査結果ですが、本日は赤木委員が欠席のため、代わって内野委員から報告をお願いします。

18番           18番内野です。赤木委員が本日欠席ということで、代理で1月21日に松田委員と現地を確認して参りました。違反転用ということでございますが、ほんのわずかな面積の土地で、周辺に農地も無く問題ないと見てまいりました。

議 長           それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員       小佐々地区の松田です。内野委員と1月21日に見てまいりましたが、その前にも赤

木委員とも確認しております。内野委員が言われたとおり、ほんのわずかな面積の土地で境界の誤認によるものとのことですが、周辺に農地も無く問題ないと見てまいりました。

議長 ありがとうございます。それではこの案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、2番の案件につきましては許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 残りの案件につきまして、審議に移ります。地区担当委員の説明をお願いします。1番針尾地区。

1番 1番の有馬です。本件につきましては1月4日に違反転用事案として原委員並びに事務局と現地を調査してきました。平成2年から地域の集会所として継続して使用されており、農地への影響も無く、問題はないと見てまいりました。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

原委員 針尾地区の原です。有馬委員が言われたとおり、地域の集会所として継続して使用されていて農地への影響も無いため、やむを得ないと見てまいりました。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第322号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第323号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第323号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は日宇町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積は合計99㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項として、こちらは佐世保南高校から南に約160mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番皆瀬地区。

6番 6番浦です。1月23日に磯本委員と現地を確認いたしました。この土地は市街化区域でもありますので何ら問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおりであり、周辺に農地も無いため特に問題ないと見てまいりました。

議長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第323号議案について非農地証明を交付することとします。続きまして、第324号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第324号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、190筆で面積が91,594.61㎡です。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。  
次に、第325議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第325号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、崎岡町、地目は登記畑、現況畑。面積277㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、鹿町町船ノ村の1筆、鹿町町中野の2筆の計3筆、地目は登記畑、田、現況畑、田。面積は3筆合計3,362㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは地区担当委員の調査結果ですが、1番早岐地区は私から説明します。1月23日に久野委員と現地を見てまいりました。譲受人はしっかりと農業をされておまして特に問題はないと見てまいっております。以上です。  
それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われたとおりで、問題ありません。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、2番鹿町地区。

18番 18番内野です。1月22日に私と松田推進委員と譲受人で現場を見てまいりました。田については今まで利用権設定されて耕作をされております。畑については現在休耕となっておりますがきちんと作付けされることを確認してまいりました。特に問題ありません。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。いま内野委員が言われたとおりで、特に問題ないと見てまいり



ました。以上です。

議 長 それでは、第325号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第325号議案については、許可することといたします。

続きまして、第326号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第326号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。  
現在行われている県営農業競争力強化農地整備事業申請に伴い、13ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課から照会がっております。

この名簿は地区の委員に事前に送付してありまして、この後、地区の委員から調査結果をご報告いただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなります。  
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、本案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。4番三川内地区。

4 番 4番中里です。1月22日に名簿に基づき調査をいたしました。その結果、名簿の1番、5番、9番、10番、12番、19番、23番、25番、26番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、36番、38番、39番の19名については10アール以上の経営農地があり、60日以上農業従事が確認されましたので、証明することに異存はありません。その他の方については証明の要件を満たしていないことを確認いたしました。以上です。

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

2 番 2番北村です。県外の住所の方がいますが現在は農業に従事されているということでしょうか。また、今回のように該当されなかった方がいた場合、事業上支障がないのでしょうか。

事務局 事務局です。県外の住所の方ですが、申請段階では県外にお住まいでしたが現在は市内に転居されて農業に従事されております。また、今回該当されなかった方についてですが、今回の名簿は地権者の名簿であり、事業実施主体の県に確認しましたところ、全員が該当されなくても問題ないとのことでした。以上です。

議長 よろしいでしょうか。他に意見等ございますか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。先ほど、中里委員の報告にあった19名に対して証明を発行することに賛成の委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第326号議案については19名に対して証明書を交付することとします。

続きまして、第327号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第327号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、宮地区1件、日宇地区2件、世知原地区4件、江迎地区1件、鹿町地区1件の合計9件、所有権の移転が江上地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第327号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第328号議案 農用地利用配分計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第328号議案 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区1件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。  
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 第328号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第329号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第329号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして宮地区196件、三川内地区2件、鹿町地区1件の合計199件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。なお、95番、111番、116番、118番、123番、124番、142番、149番、164番、170番の宮地区の案件並びに199番の鹿町地区の案件は関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 95番、111番、116番、118番、123番、124番、142番、149番、164番、170番の宮地区の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長            それでは、95番ほか9件について何かご意見等ございませんか。

委 員            (なし)

議 長            ないようですので、採決に入ります。95番、111番、116番、118番、123番、124番、142番、149番、164番、170番の案件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員        (挙手多数)

議 長            賛成多数ですので、利用権設定の95番ほか9件の案件については承認されました。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議 長            199番の鹿町地区の案件についても、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長            それでは、199番について何かご意見等ございませんか。

委 員            (なし)

議 長            ないようですので、採決に入ります。199番の案件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員        (挙手多数)

議 長            賛成多数ですので、利用権設定の199番の案件については承認されました。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議 長            それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員            (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第329号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除  
願います。

では、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に  
ついて

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告に  
ついて

報告4 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催  
状況について

報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上で  
す。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願  
いします。

事 務 局 【3月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【農業委員会委員、農地利用最適化推進委員募集に係る様式について】

【農業委員会手帳について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第  
32回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。